

各務原市下水道マンホール広告取扱要領

(令和 7年 2月18日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、各務原市下水道事業において管理するマンホールの蓋（以下「マンホール蓋」という。）への広告の掲載について、各務原市広告掲載要綱（平成18年1月17日決裁。以下「広告要綱」という。）及び各務原市広告掲載に関する基準（令和元年10月1日決裁。以下「広告基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象のマンホール蓋)

第2条 広告を掲載することができるマンホール蓋は、別表に掲げるものとする。

(掲載規格等)

第3条 マンホール蓋に掲載する広告の規格等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 形状 真円

(2) 大きさ 直径500ミリメートル（デザインは470ミリメートル）

(3) 仕様 ステンレス製プレートに広告デザインを印刷したシートを貼付し、表面に滑り止めの特殊エンボス仕上げを施したもの（以下「広告プレート」という。）

(4) 彩色 フルカラー

2 マンホール蓋に掲載する広告のデザインは、広告要綱及び広告基準に規定する要件を満たすものであって、かつ、地域の良い景観の形成に必要な配慮を払ったものでなければならない。

(広告主)

第4条 広告主としてマンホール蓋に広告を掲載することができる者は、法人又は個人事業主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 広告基準第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) その他市長が不適当と認める者でないこと。

(広告主の募集)

第5条 市長は、市の広報紙、市公式ウェブサイト等を用いて、期間を定めて広告主を募集するものとする。

2 前項の規定による広告主の募集を行うに当たっては、広告要綱第8条第1項の規定による市長公室長の審査を経なければならない。

(広告主の応募)

第6条 前条第1項の規定による広告主の募集に応じようとする者は、同項に規定する期間内に、各務原市下水道マンホール広告掲載申請書(様式第1号)及び市税の納付状況確認同意書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) マンホール蓋に掲載しようとする広告のデザインが分かる原稿
- (2) マンホール蓋に掲載しようとする広告に係る事業の概要が分かるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(広告主の決定)

第7条 市長は、前条の規定による応募をした者(以下この条において「応募者」という。)の中から広告主の候補者を選定するものとし、広告要綱第9条第3項の規定による市長公室長の審査を経て、当該候補者を広告主として決定するものとする。

2 前項の規定による候補者の選定は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 応募者の数が1のときは、当該応募をした者を候補者として選定する。
- (2) 応募者が複数あるときは、抽選により候補者を選定する。
- (3) 前号の規定にかかわらず、応募者が複数ある場合において、その公益性等を考慮し、特に必要があると認めるときは、抽選によらず、市長が適当と認めた者を候補者として選定することができる。

3 市長は、前2項の規定により広告主を決定したときは、各務原市下水道マンホール広告掲載結果通知書(様式第3号)により、応募者全員に結果を通知するものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 マンホール蓋に広告を掲載することができる期間(以下「掲載期間」という。)は、前条の規定による広告主の決定があった日の翌々月の初日から起算して2年間とする。この場合において、掲載期間の初日の時点でマンホール蓋が完成していない場合であっても、掲載期間の延長は、行わないものとする。

2 広告主は、市長の承認を受けて、掲載期間を短縮し、又は1年ずつ延長することができる。ただし、延長することができる回数は、2回までとする。

(掲載期間の変更手続)

第9条 前条第2項の規定による掲載期間の短縮又は延長の承認の申請は、各務原市下水道マンホール広告掲載期間変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出するこ

とにより行うものとする。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 短縮の申請 掲載の取りやめを希望する日の3月前の日

(2) 延長の申請 掲載期間の末日の3月前の日

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の適否を決定し、各務原市下水道マンホール広告掲載期間変更承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

（広告内容の変更手続）

第10条 広告主は、マンホール蓋に掲載している広告の内容を変更しようとするときは、各務原市下水道マンホール広告掲載内容変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の適否を決定し、各務原市下水道マンホール広告掲載内容変更承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により広告主に通知するものとする。

（広告の一時停止）

第11条 市長は、広告の掲載期間中であっても、下水道工事のためやむを得ない事情が生じた場合その他公益上必要があると認める場合は、1日を単位として、マンホール蓋への広告の掲載を一時停止することができる。この場合において、市長は、一時停止により生じた損害について、その責を負わないものとする。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を一時停止したときは、各務原市下水道マンホール広告掲載一時停止通知書（様式第8号）により広告主に通知するものとする。

（掲載料等）

第12条 広告主は、次に掲げる費用（以下「掲載料等」という。）を負担しなければならない。

(1) 広告プレートの作成（改造を含む。）に要する実費

(2) 広告の掲載料

2 市長は、年度ごとに当該年度の分の掲載料等を広告主に請求するものとする。

3 広告主は、前項の規定による掲載料等の請求を受けたときは、市長が指定する期日までにこれを納付しなければならない。

4 マンホール蓋1か所当たりの広告の掲載料の額は、掲載期間1月につき、4,000円に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。）を加えた額とする。

5 前項の規定による額の算定に当たり、掲載期間に1月未満の端数があるときは、これを1月に切り上げて計算するものとする。

（掲載料の還付等）

第13条 既納の掲載料等は、還付しない。ただし、第11条第1項の規定による一時停止を受けた場合又は災害その他やむを得ない事由によりマンホール広告の掲載が不可能となった場合は、広告主の請求により、広告の掲載料に限り、還付を行うものとする。

2 前項ただし書の規定により還付する広告の掲載料の額は、既納の当該年度分の広告の掲載料の額に、当該年度において一時停止を受けた日数を当該年度の日数で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 第1項ただし書の規定による還付の請求は、各務原市下水道マンホール広告掲載料還付申請書兼請求書（様式第9号）を市長に提出することにより行うものとする。

4 市長は、還付の請求があったときは、その内容を審査し、各務原市下水道マンホール広告掲載料還付審査結果通知書（様式第10号）によりその審査結果を通知するものとともに、還付することを決定したときは、速やかに還付を行うものとする。

（広告主の決定の取消し）

第14条 市長は、広告主がこの要領又は広告要綱若しくは広告基準に違反すると認めた場合その他広告主に不適当な行為があったと認めた場合は、その掲載期間中であつても、広告主としての決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告主の決定を取り消したときは、各務原市下水道マンホール広告掲載取消通知書（様式第11号）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しにより生じた損害について、その責を負わない。

(広告プレートの設置及び維持管理)

第15条 広告主は、広告プレートの作成を市長へ一任するものとし、市長は、第6条の規定により提出されたデザインの原稿を基に、広告プレートを作成するものとする。

2 前項の規定により作成したプレートは、市長が設置するものとする。

3 広告プレートの維持管理は、広告主が行うものとする。

4 広告プレートの汚損、経年による劣化等が生じた場合において、その原状回復に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、これらが市の責により生じた者である場合は、この限りでない。

(広告プレートの撤去)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告プレートを撤去するものとする。

(1) 掲載期間が満了した場合

(2) 第11条第1項の規定により掲載決定の一時停止を行うこととした場合

(3) 第14条第1項の規定により広告主の決定を取り消した場合

2 前項(第2号に係る部分を除く。)の規定により撤去した広告プレートは、市長が処分する。ただし、市長は、広告主が希望するときは、広告主に広告プレートを無償で譲渡することができる。

(広告主の責任)

第17条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(損害賠償請求)

第18条 広告の内容により市に損害が生じた場合において、市長は、広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

マンホールの名称	位置
J R 鵜沼駅北口マンホール 1 号	各務原市鵜沼山崎町 3 丁目地内
J R 蘇原駅北口マンホール 1 号	各務原市蘇原瑞雲町 1 丁目地内